

令和7年第7回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和7年7月14日(月) 午前9時30分

東浦町役場 南会議室2

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和7年第6回定例会会議録承認

日程第 2 議案第38号 東浦町教育支援委員の選任について

【教 育 課】

日程第 3 議案第39号 令和8年度使用小中学校教科用図書採択について

【教 育 課】

日程第 4 教育長報告

日程第 5 教育委員報告 学校訪問(森岡小学校)

日程第 6 報告第25号 令和7年第2回東浦町議会定例会における一般質問
及び回答について

【教 育 課】

日程第 7 各課報告

閉 会

____ 時 ____ 分

次回

第8回定例会

令和7年8月8日(金) 午前9時30分

場所 東浦町役場 合同委員会室

自由討議

議案第 38 号

東浦町教育支援委員の選任について
東浦町教育支援委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和 7 年 7 月 14 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町教育支援委員会運営規則第 2 条第 2 項の規定により提案するものである。

東浦町教育支援委員名簿

(令和7年8月1日から令和8年7月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	日高 啓量	ひだかこどもクリニック 医師	
2	都築 秀明	耳鼻咽喉科みやこクリニック 医師	
3	衛藤 真有	大府もちのき特別支援学校 校長	
4	畑中 悦子	ひいらぎ特別支援学校 校長	
5	小林 紀彦	大府特別支援学校 校長	
6	荒木 紫野舞	千種聾学校 校長	
7	天埜 なな	知多児童・障害者相談センター 児童福祉司	
8	鈴木 浩美	校長会会長	
9	澤田 美代	特別支援教育担当校長	
10	小島 亜矢	健康課 保健師	
11	竹内 弘美	子育て支援課 指導保育士	

【参考】

◎東浦町教育支援委員会運営規則

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 医師

(2) 学識経験を有する者

(3) 児童・障害者相談センターの職員

(4) 保健師

(5) 町内の小学校及び中学校の教職員並びに特別支援学校の教職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○東浦町教育支援委員会運営規則

平成26年3月31日教育委員会規則第4号

改正

平成27年3月5日教育委員会規則第1号

令和7年3月17日教育委員会規則第2号

東浦町教育支援委員会運営規則

（趣旨）

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例（平成26年東浦町条例第2号）第2条の規定に基づき、東浦町教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

（1）医師

（2）学識経験を有する者

（3）児童・障害者相談センターの職員

（4）保健師

（5）町内の小学校及び中学校の教職員並びに特別支援学校の教職員

（委員の任期）

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（秘密保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月5日教委規則第1号抄）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日教委規則第2号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 39 号

令和 8 年度使用小中学校教科用図書採択について

令和 8 年度使用小中学校教科用図書採択について、資料 1 のとおり採択するものとする。

令和 7 年 7 月 14 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、提案するものである。

令和 8 年度使用小中学校教科用図書採択

・ 令和 8 年度使用小学校教科用図書採択

種目名	発行者名	教科書番号	種目名	発行者名	教科書番号
国語	光村図書	113	音楽	教育出版	103
書写	教育出版	107	図画工作	日本文教出版	107
社会	日本文教出版	308	家庭	東京書籍	503
地図	帝国書院	304	保健	大日本図書	307
算数	啓林館	120	英語	東京書籍	509
理科	教育出版	310	道徳	教育出版	113
生活	学校図書	121			

※教科書番号は一番下位の学年のものが記入してあります。

・ 令和 8 年度使用中学校教科用図書採択

種目名	発行者名	教科書番号	種目名	発行者名	教科書番号
国語	光村図書	03872	音楽	一般	教育出版 01772
書写	教育出版	01772		器楽	教育出版 01772
社会	地理	日本文教出版 11672	美術	日本文教出版	11672
	歴史	日本文教出版 11672	保健体育	大日本図書	702
	公民	日本文教出版 11692	技術	技術分野	東京書籍 00272
地図	帝国書院	04672	家庭	家庭分野	東京書籍 00272
数学	啓林館	06172	英語	東京書籍	00272
理科	教育出版	01772	道徳	教育出版	01772

※教科書番号は一番下位の学年のものが記入してあります。

令和7年6・7月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
6月 25 日（水）	5町教育長会 校務主任会
6月 26 日（木）	議会最終日 行政懇談会
6月 27 日（金）	学校訪問（森岡小学校）
6月 30 日（月）	学校経営会議 北部中校区生徒指導
7月 1 日（火）	東浦高校評議員会
7月 2 日（水）	学校保健会
7月 3 日（木）	いじめ対策会議
7月 6 日（日）	地区フォーラム（卯ノ里）
7月 7 日（月）	産業まつり推進協議会
7月 9 日（水）	知教協幹事会 教科用図書採択地区協議会
7月 10 日（木）	教務主任会
7月 13 日（日）	地区フォーラム（森岡）
7月 14 日（月）	第7回教育委員会定例会

令和 7 年
第 2 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 3）北野 興地 議員

2. 小中学校の教育環境等の現状と課題及び今後について

少子化の進展に伴い、学年単一クラス等による小中学校の教育環境等の悪化が懸念されており、本町の児童生徒数は、教育課からの提供資料（別表 2「令和 7 年度児童・生徒数例月報告表 R7. 4. 9 付け」参照）のとおりです。同資料を基に各小中学校のクラス編成を教育課に確認すると、7 小学校はすべて各学年 2 クラスから 3 クラスであり、中学校は、東浦中学校 2 年生は 6 クラス、1 年生・3 年生は各 7 クラスで、北部中学校は 1 年生 6 クラス、2・3 年生は各 4 クラスです。一方、西部中学校は各学年 2 クラスと他校に比べて少なく、町内 3 中学校でクラス数に格差が生じています。

西部中学校の現 1 年生は 40 人で辛うじて 2 クラスですが、令和 7 年度中に生徒の増加が無かった場合を想定すると、2 学年・3 学年は 1 クラス 40 人制となるため、現 1 年生が 2 年生時、3 年生時には 1 学年 1 クラスになるものと考えられます。

また、学校区割りでいけば、卯ノ里小学校卒業生は、一部私立中学校へ行く子どもを除けばそのほとんどが西部中学校へ通っており、1 つの小学校から 1 つの中学校へ進学している状態です。

第 6 次東浦町総合計画第 2 期基本計画に「人を育み、人を活かすまちづくり」を謳い、(1) 次世代育成 ②学校教育を挙げ、その取組として「教育施設の整備」とあります。その実施内容として、「通学区域の見直しを検討します。」、「規模の適正化、集約化・複合化を検討し、最適な配置の実現に取り組みます。」とあります。そこで、以下について伺います。

(1) 上記第 2 期基本計画に掲げた教育施設整備の実施内容にある「通学区域の見直し」と「規模の適正化等及び最適な配置」の検討状況や取組状況について、現状及び課題と今後の計画等を伺います。

(2) 前述のとおり、西部中学校の令和 7 年度の 1 年生は、令和 8 年度の 2 年生時、令和 9 年度の 3 年生時には学年 1 クラスの小規模校へと移行せざるを得ない状況になるものと考えられますが、小規模校のメリット・デメリットについて、見解を伺います。

(3) 本町が令和 6 年 9 月に宣言した「切れ目のないこどもまんなか応援サポーターのまち」の見地及び今年 4 月に行われた機構改革を踏まえ、少子化の進展等を鑑みた今後の学校教育における教育環境等に対する現状及び課題とその対策内容を伺います。

【回答】

ご質問 2 点目の「小中学校の教育環境等の現状と課題及び今後」についてお答えします。

(1) の「通学区域の見直しと規模の適正化等及び最適な配置の検討状況や取組状況、現状及び課題と今後の計画」についてです。

通学区域の見直しについては、2018 年度に、緒川小学校のバス通学者、北部中学校の自転車通学者の保護者及び関係地区の未就学児の保護者向けに、学校選択制に関する保護者アンケートを実施しました。その結果、2020 年度から一部地域で、希望する場合は、卯ノ里小学校または西部中学校への通学を可能としました。

しかしながら、通学区域の見直しを行った地区から、卯ノ里小学校または西部中学校へ通学する児童生徒が少ない状況です。少子化が進む中、卯ノ里小学校及び西部中学校が、今後、1 学年 1 学級となり、小規模校になる可能性があります。そのため、これまでの教育環境を変えなければならない課題があります。

全体的な規模の適正化及び最適な配置については、東浦町公共施設再配置計画において、施設ごとに現状の課題や今後の在り方を検討し、施設更新・複合化・集約化等の方向性を含む公共施設再編の基本的な方針を示しています。具体的には、35 年間の計画期間で考えた場合、原則、各地区に設置されている小学校を中心に複合化を行い、コミュニティ拠点を目指すこととしています。

また、公共施設再配置計画の進捗を待たずに、9 年間を通じた教育課程を編成した義務教育学校や、小中一貫校の検討も必要と考えています。

こうした小学校と中学校の複合化を取り組む上では、地域の方々からの声により機運が高まり、理解が進むことが重要な要素になります。

将来的には、子どもや保護者にとって魅力的な学校として、学区を問わず、通学が選択できる特色ある一貫校にしていくことも、児童生徒が増えることにもつながると考えています。

次に、(2) の「小規模校のメリット・デメリット」についてです。

1 学年 1 学級のような小規模校の主なメリットとしては、一般的に大きく 2 点が言われています。

1 点目は、児童生徒一人ひとりが役割を担う機会が多いため、責任感や主体性、リーダーシップが育ちやすいこと。

2 点目は、学年を超えて活動する場面が多いため、学校内の人間関係が深まりやすく、早い段階から社会性を育むことができること。

一方で、小規模校の主なデメリットとしては、固定した人間関係をそのまま引き継いでいくことも多く、一度、関係性が崩れてしまうと、その後の関係

改善が難しい状況になることもあります。

「メリットが多いから良い」ということではなく、子ども達のために、今の状況の中で、何ができるのか、学校、保護者、地域が話し合い、連携して子ども達に関わっていくことが、大切なことであると考えています。

次に、(3)の「今後の学校教育における教育環境等に対する現状及び課題とその対策内容」についてです。

今年4月に機構改革を行い、こども未来部は、子育てと教育を結びつけることで、乳児から社会に出るまで、今までよりも広い範囲で子どもの育ちを一貫してフォローしていくこととしました。学校教育だけに留まらず、就学前や就学後においても、切れ目のないこどもまんなか応援サポーターとしての役割を担っていると考えています。

しかしながら、義務教育を終えた子どもと関わる機会が少なく、子どもの様子を把握することが難しい状況です。そのため、地域の力が必要不可欠です。

これから社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、子どもたちが、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、「生きる力」を育んでいく必要があると考えています。未知の状況にも対応できる思考力、判断力、また、学んだことを人生や社会に活かそうとする、学びに向かう力や人間性、他者を理解したうえで、より良い人間関係を構築し、社会性を育んでいくことも大切なことです。

これらの力を育むため、本町では「人を育み、人を活かすまちづくり」を推進し、子どもの成長を重視した様々な取組を進めていきます。

例えば、先進的な取組である緒川小学校及び卯ノ里小学校のオープンスクールや個別化・個性化教育では、アドバイザーを配置し、全ての小学校に拡大しています。

また、平日授業日、5時間授業の試行に向けた取組を開始しました。昼休みや放課後の時間を確保することで、子ども達がゆとりをもって学校生活が過ごせるようにします。教員は担うべき業務に専念できる時間や、児童生徒と向き合う時間を増やすことで、学校生活の更なる充実を目指すものです。これは、課題となっているカリキュラム・オーバーロードにも通じる取組です。

この他、学校と地域が連携して子どもの成長を支えるため、コミュニティ・スクールを推進しています。様々な大人との出会いを経験し、いろいろな価値観に触れることを大切にしたいと思っています。そのため、学校にゲストティーチャーを招いたり、地域の方にも来てもらったりしています。

紙に書かれた内容の勉強だけでは、実生活や未来を切り拓くことの基礎を築くには足りません。いろいろな価値観に触れ、その中から場面ごとに自分自

身で、自分の思考を深めていくことが学習であり、こういった学習観を育んでいきたいと思っています。

質問者（質問順位 4） 間瀬 元明 議員

2. 子供のために居場所づくり・そして応援を！

本町では、放課後の時間を安心して過ごすことのできる安全な場所を提供し、児童の社会性や自主性、創造性の育成を図るため、小学校高学年の児童を対象にアフタースクールを開設しています。

対象児童は、小学校4年生から6年生までの参加を希望する児童で、森岡・緒川・卯ノ里小学校は、木曜日・金曜日、片葩・石浜西・生路・藤江小学校は、月曜日・火曜日のそれぞれ授業終了後から18時まで実施されています。

活動例として、「囲碁・将棋・オセロ・トランプ・手芸・伝承遊び（けん玉・お手玉など）卓球・バドミントン・読書・コンピュータ・料理・茶道・華道・工作教室 など」と町ホームページに記載があります。

このたび、小学生の保護者の方から「アフタースクールの参加費が400円程度だったものが高くなった、また、夏休み期間の実施がなくなった」との声があり、その考え及び今後の方向性を確認するため質問いたします。

（1）アフタースクールの利用料について、1学期あたり2,000円（年間の場合6,000円）にした理由及び金額の根拠を伺います。また、段階的に値上げする考えはなかったのか、今後値上げはあるのか見解を伺います。

（2）夏休み期間にアフタースクールを実施しない理由を伺います。

（3）令和6年度と令和7年度を比較して、アフタースクールの登録者数に変化はあったのか伺います。

（4）2024年度（評価年度：2023年度）行政評価の事業評価シートでは、「放課後児童クラブの学校施設での実施に向け、アフタースクール事業自体の見直しを検討します」とありますが、具体的に、どのような見直しを検討しているのか伺います。

【回答】

ご質問2点目の「子供のために居場所づくり・そして応援を！」についてお答えします。

（1）の「アフタースクールの利用料を1学期あたり2,000円にした理由及び根拠。また、段階的に値上げする考えはなかったのか、今後値上げ等はあるのか」についてです。

本町では、2007年度から国の事業名である「放課後子供教室」を、町独自に「アフタースクール」と呼び名を変え事業を開始しました。現在は小

学校4年生から小学校6年生を対象に、週2日間、実施しています。当初は、利用料無料で実施していましたが、2020年度以降は、事故や怪我等に備えるための保険料として、年間400円をご負担いただいていた。アフタースクールは出欠を事前連絡する必要がありません。当日利用するかしないかは自由で、年間400円という金額設定のためか、加入申し込みのみを行い、実際に利用しない児童も多くいる状況でした。

近年は、年間約1,500万円に上る人件費を中心としたコストや、原則、教員免許を有する指導員の確保が難しくなっています。そのため、今後も中長期に渡って安定的かつ持続可能な事業運営に課題を感じていました。

そういった中、本町では、昨年7月に策定した「使用料、手数料見直し基準」に基づき、利用者負担の適正化について、全庁的に取り組んでいるところです。この一環として、アフタースクールに係る利用料についても、サービスの利用者と非利用者の公平性の確保を図る受益者負担の観点や、類似事業として児童クラブに係る利用料との比較均衡の観点から、適正な料金設定に見直すこととしました。

金額設定の根拠は、直近3ケ年平均における歳出額1,500万円から歳入額を差し引き、3ケ年平均在席人数で除した金額が、年額約26,000円となりました。これに対し、子どもの居場所づくりの観点から、「使用料、手数料見直し基準」の受益者負担割合や減免規定を参考に、負担率を25%にしました。

最終的に、年額6,000円を基礎額とし、1学期2,000円としました。なお、今後の利用料については、実際の利用者数や事業全体に係る費用などを検証し、子育て支援策全体のなかで、総合的に判断していきたいと考えています。

次に、(2)の「夏休み期間にアフタースクールを実施しない理由」についてです。

夏休み期間中の利用者数は、1学期の学校期間中と比較し、相当数減少します。日によっては、少人数な時も多く、夏休み期間中のニーズは高くない状況です。

また、子どもの居場所として、小学校区に1箇所の児童館もあることから、今年度から夏休み期間中は実施しない運用に見直しました。

一方で、児童クラブは、夏休み中の申込もある状況です。児童クラブを安心安全に運営していくためには、今以上に放課後児童支援員等の配置が必要になります。

保護者の就労に関係なく小学校高学年を対象としたアフタースクールの充実も否定するものではありません。しかしながら、働く保護者たちを応

援する意味でも、本町としては、児童クラブの運営体制を、より充実させていきたいと考えています。そのため、現在、夏休み期間中において、アフタースクールで従事する方を、児童クラブに配置できないか検討をしているところです。

次に、(3)の「アフタースクールの登録者数に変化はあったのか」についてです。

加入者数について、昨年度4月時点は350人でしたが、今年度4月時点は194人で、156人減少しました。

しかしながら、アフタースクールに加入した児童が利用するかどうかは自由であり、加入申し込みをしても利用しない児童が多くいます。実際の利用者数では、昨年度の1ヶ月あたりの平均利用者141人に対し、今年度4月の利用者は131人でした。各小学校の実際の利用状況は、昨年度と大きく変わっていない状況です。

次に、(4)の「アフタースクール事業自体の見直しを検討します、とあるが、具体的にどのような見直しを検討しているのか」についてです。

小学校高学年を対象とするアフタースクールよりも、保護者ニーズの高い小学校低学年を中心とした「児童クラブ」の方に、優先的に注力していくべきと考えています。

小学校高学年の居場所として、学校施設だけでなく公共施設も含め広く活用していくほか、一部の小学校で既に実施している学校開放などの事例も参考に、地域やスクールパートナーなどの力を借り、地域の中で小学校高学年の児童が、中学生に向けての準備段階として自立した行動ができるよう、主体的に取り組める環境を整備していきます。

全ての公共施設が幅広い世代の居場所となるよう、既存の公共施設をこれまでの使用方法に限定することなく、学校と地域住民等が力を合わせて学校内外に係る運営に広く取り組み、地域と一体となって特色ある学校づくりに繋がるよう、引き続き取り組んでいきます。

子ども一人ひとりが、もっと大人のいない所でも友達と協力して、安全に安心して遊べる力を持ち、デジタル・デトックスをして、一昔前のように、地域の公園などで自分たちで遊びを考えることができることが必要です。また、大人もそれを許す心のゆとりも必要と考えます。

質問者（質問順位 5）水野 久子 議員

2. 子どもの学習支援について

令和 7 年 4 月 1 日付、厚生労働省より、各関係機関に、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」の一部改正の通知が送付されています。それには、令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律については、令和 7 年 4 月 1 日から施行され、生活困窮者の自立のさらなる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（以下「法」という）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた、と記載されています。

また、令和 7 年 4 月 1 日付、文部科学省より、各関係機関に、「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について」の通知が送付されています。これには、生活困窮者等の一層の自立促進を図るため、今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 24 日に交付され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されます、と記載されています。

いずれの通知にも、「子どもの学習・生活支援に関する事業の連携」の項目の記載があり、厚生労働省では、生活困窮者支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援や保護者への進学助言を行う、こどもの学習支援を実施している。文部科学省では、社会教育法に基づき、地域と学校が連携・協働して学習機会を提供する取り組みを推進しており、地域と学校の連携・協働体制構築事業において、支援を行っているところである。これまでも、地域の実績に鑑みながら、生活困窮家庭であって、学習が遅れがちな児童・生徒に対する学習支援としてどのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい旨のお願いをしてきた、と記載されています。

東浦町では、令和 7 年 3 月、「東浦町こども計画」が策定されました。この計画は、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づいた、こども施策に関する計画を一体的に策定するものです。

その中に、基本目標 2 子ども・子育てを支援します （2）こどもの貧困対策 経済的な理由でこどもを生み育てることが困難な状況にならな

いよう各種手当等の経済的支援を充実させます。また、経済的格差の広がり、教育や進学を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実させます。その取り組みのひとつとして、学習支援を希望する世帯に対する県知多福祉相談センターによる支援、その内容として、生活困窮世帯を対象として、学習支援を実施します、とあります。そこで、伺います。

(1) この学習支援の概要を伺います。

(2) 本町では、経済的な理由等での学習支援をどのように考えているか伺います。

(3) 具体的な対策を検討しているか伺います。

【回答】

ご質問2点目の「子どもの学習支援」についてお答えします。

(1) の「学習支援の概要」についてです。

生活困窮世帯への学習支援は、貧困の連鎖を防止することを目的に、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援と保護者を含めた生活習慣・育成環境に関する支援を、愛知県が「子どもの学習・生活支援事業」として実施しています。

具体的な支援内容としては、学校の勉強の復習や宿題の習慣づけなどの学習支援のほか、日常生活習慣の形成や社会性の育成を図るための居場所の提供、相談支援、大学や模擬試験の受験料の支給等を行っています。

支援対象は、生活保護受給世帯又は知多福祉相談センターにおいて相談支援を受ける世帯等の子どもとその保護者です。

本町では、一会場で開催し、定員12名で、本年5月末日時点で9名の児童生徒が利用しています。

事業の実施に当たり、不登校など児童生徒の状況に応じて柔軟な受け入れを行うとともに、参加する子どもが偏見等の目にさらされないように、会場等をはじめ秘匿性(ひとくせい)をもって実施しています。

次に、(2) の「経済的な理由等での、学習支援をどのように考えているか」及び(3) の「具体的な対策を検討しているか」については、まとめてお答えします。

貧困家庭の子どもは、経済的な状況だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲・機会の低下、体験活動の減少、前向きに生きる気持ちを含め、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

そのため、本町としては、保護者の経済的な状況に関わらず、すべての子どもが安心して学び・遊べる環境づくりを、国や県とも連携し、推進すべきと考え、様々な取り組みを行っています。

いくつかご紹介しますと、まずスクールパートナー事業の取り組みが挙げられます。将来教員を目指す大学生や大学院生が、実際の小中学校の現場に入り、子どもへのきめ細やかな学習支援を行っています。普通学級の通常授業以外にも、校外学習や学校行事時のサポート、特別支援学級での支援、授業のない期間でも各学校の補充学習会など、教員を目指す学生にとって、現場を知る貴重な機会にもなっています。夏休みや冬休みの企画として、「わくわく算数・数学教室」を、片葩小学校や町勤労福祉会館にて開催しています。この「わくわく算数・数学教室」は、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒に、スクールパートナーが先生役となって、楽しく算数・数学を教えるものです。参加する児童・生徒は、学ぶことの楽しさを実感し、先生として参加するスクールパートナーにとって、子どもたちとの関わりの中で、教師という仕事の楽しさややりがいを実感し、実際の教育現場で経験を積むことができる貴重な機会となり、県内外から多くの学生に参加・協力していただき、双方にとって大変有意義な活動となっています。

学校の授業では、個別化を推進し、学習意欲の向上や主体的行動力を身につけられるよう取り組んでいるところですが、「学習」というのは、いわゆる学校の机上で行う狭義の学習と捉えるべきではないと考えています。下校後や休日にも、地域には様々な学習の機会や場所、きっかけが存在します。

本町では、ひがしうら地域クラブを2023年9月から立ち上げました。中学校で行われている部活動とは別に、教育委員会が運営し、地域の方々が指導者となって活動する新しい形のクラブです。少子化の影響により、学区の部活動だけでは、自分の趣向や可能性を模索できる環境が年々減少していくため、新しいことにチャレンジしたり、普段取り組んでいる活動をしたりすることができる機会の一つとして、多くの生徒が参加しています。複数のクラブにも自由に参加することができるため、様々な活動に親しむことができます。生涯学習の基礎づくりを行う上で、大切な能力を育成できると考えています。

愛知県が推進する「休み方改革」プロジェクトの一環として、2023年度から開始した「ラーケーションの日」があります。この制度では、県内の公立学校に通う児童・生徒が、保護者とともに平日に学校を休み、校外での体験的な学習活動を行うことができます。また本町では、昨年11月25日の「あいち県民の日学校ホリデー」には、まなびっこひがしうら2024や

民間とも連携したワークショップなども開催し、様々な体験の場を用意しました。

もちろん保護者への経済的な支援も大切です。(1)で申し上げた生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒以外でも、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが安心して学べるよう、国や県と連携し、幼児教育・保育の無償化、要保護・準要保護世帯への就学援助、高校生等への修学支援など、ライフステージに応じた教育費の負担軽減策が受けられるような制度となっています。本町でも、子どもの素敵な未来のために、主に東浦町遺児手当や児童扶養手当の支給を受けている方を対象に、高等学校や大学の入学試験時にかかった費用の一部を負担する「東浦町ひとり親家庭等児童受験料給付事業」も実施しています。

「子どもは家庭で育ち、学校で学び、地域で伸びる」という言葉が示すように、家庭で保護者の愛情を全身に浴び、心も体ものびのびと大きく成長させる。学校では知識だけでなく、思いやりの心、仲間と協力する姿勢、困難を乗り越えるたくましさ、自ら学ぶ力等を身につけることが必要であり、さらには家庭、学校で培った様々な力を地域の中で実際に活用することが必要です。保護者、先生、同年代の友達だけでなく、異世代の大人との接触、多様な価値観との出会いが子どもの自分づくりを促すことになります。コミュニティ・スクールの理念のもと、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、地域と一体となって特色ある学校づくりに努めることは、子どもの成長にとって大変に有効です。

子どもの意欲向上につながる事業として、今年度から開始した「若者の海外挑戦応援事業」もあります。「挑戦する気持ち」、「学ぶ気持ち」を持つ若者が、それぞれの明確な目的や目標を胸に日本を飛び出して海外でチャレンジし、国際感覚を直に身に付ける第一歩目を東浦町が後押ししています。

今年度は、夏に本町初となる英語体験型イベントである「イングリッシュキャンプ」を計画しています。子ども達が、英語に対する興味・関心を高め、ゲームやアクティビティを通じて英語に親しみ、異文化理解を深めるプログラムです。

これらは一例にすぎませんが、子どもの選択できる機会を増やし、本町は「教育のまち」として、国や県の各種制度や支援策とも連携したうえで、すべての子ども達が安心して学べる環境づくりに努め、チャレンジ精神を持てる子どもたちを育てていきます。

また、地域活動に目を向けますと、例えば、NPO法人やボランティア団体が運営している「宿題塾」などの取組もあります。子どもを地域で育ていくことにもつながるため、こういった地域活動を後押ししていきたいと考えています。

繰り返しになりますが、本町は「教育のまち」として、経済的な理由に関わらず、すべての子どもが安心して学び・遊べる環境づくりを、地域にも協力してもらいながら、取り組んでいきます。

質問者（質問順位 7）前田 明弘 議員

1. 学校での落雷の事故防止と不審者対策について

2014 年 8 月 6 日、愛知県にある S 高等学校のグラウンドで悲しい痛ましい事故が発生した。当日は野球部の練習試合が行われていた。投手でマウンドに立っていた生徒が落雷を受け、心肺停止となり病院に搬送されたが、翌 8 月 7 日未明に亡くなった事故である。当日の試合は午後 0 時 40 分頃に始まっていた。午後 1 時頃に雨が降ってきたため試合は一旦中断していたものの再開された。マウンドに立ち、投球後キャッチャーからボールが返球されたその時に突然生徒の頭に雷が落ち、倒れたとのことである。

事故の分析によると、試合が再開されたのは、晴れ間が出て雷も鳴っておらず、審判と協議した結果であった。当時、名古屋地方気象台によると、当日は未明から愛知県全地域に雷注意報が発令されており、県内の他の地域では落雷が原因で停電した場所もあったが、S 高等学校は雷注意報を把握していなかった。S 高等学校のグラウンドには 12 本の柱全てに避雷針が設置されていたが、機能しなかった。

現在、S 高等学校のグラウンドの隅には、亡くなった野球部の生徒をしのぶ慰霊碑が建っている。その後校長は、小さな雷を遠くに感じただけでもこのようなことが起き得ると肝に銘じ、雷対策マニュアルを作成された。

最近では今年 4 月 10 日に 奈良県の T 学園のグラウンドに雷が落ち、中高生 6 人が救急搬送された。当日は生徒と教員ら計 123 人が部活動の練習をしていた。報道では、サッカー部の顧問教員が、雨が強まったため、中断するか迷っているうちに落雷が起きたとのことである。

また、今年 5 月 8 日、東京都立川市の小学校では、男 2 人が侵入し、教師 5 人に暴行する事件が発生した。この事件によって、児童生徒や教職員に不安を与え、けがを負った教職員に対し、心よりおわびすると市教育委員会からのコメントがあった。

これらの出来事を受けて、学校での落雷事故防止や防犯対策の強化が求められています。そこで、以下について伺う。

（1）文部科学省は今年 4 月 11 日、屋外で活動する際は雷に注意し、天候の急変時は直ちに活動を中止するよう、各教育委員会や学校法人などに通知しました。通知には、新学期に部活動などの指導体制が変わった場合にも、対応を徹底するように要請されている。また、子どもが落雷の異変や危険に気づいた場合は、指導者に伝えるよう指導することも求めた。この他に落雷事故防止に関する依頼や通達があれば、内容を伺う。

(2) 落雷事故防止に関して、町内の小中学校への周知徹底について伺う。

(3) 保護者や児童生徒のためにボランティア活動に参加していただいている方への落雷事故防止に関する情報の伝達方法を伺う。

(4) 落雷事故を防止するため、ひがしうら地域クラブや町スポーツ協会には、どのような周知をしているか伺う。

(5) 小中学生の登下校の際の落雷事故対策で重要としている内容について伺う。

(6) 5月8日に立川市で発生した小学校の事件について、町内の小中学校では5月9日の職員朝礼で、学校長から職員に対してどのような報告があったのか。また、朝の連絡で、担任から児童生徒にどのような説明や会話が行われたのか伺う。

(7) 本町として、立川市の衝撃的な事件を踏まえ、学校での不審者対策や保護者対応について、今後の方向性の見解について伺う。

(8) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインについての今後の検討事項などについて伺う。

【回答】

ご質問1点目の「学校での落雷の事故防止と不審者対策」についてお答えします。

(1)の「4月11日付け通知の他に、落雷事故防止に関する依頼や通達があれば、内容を伺う」についてです。

今年4月11日付文部科学省が発出した「落雷事故の防止について」の他には、昨年4月5日付文部科学省が発出した「事件・事故情報の共有・注意喚起について」があります。

内容としては、昨年4月3日に発生した、屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について、事件・事故情報を共有するものです。加えて、屋外の教育活動において指導者が落雷の危険性を認識した上で、事前に予報を確認すること。また、天候が急変した場合は、ためらうことなく計画の変更や中止等の適切な措置を講ずるべきである等の内容でした。

なお、雷の激しさや可能性を解析したり予測したりする気象庁の「雷ナウキャスト」も、情報収集の有効な手段の一つとして紹介されています。

次に、(2)の「落雷事故防止に関して、町内の小中学校への周知徹底」についてです。

今年4月11日付文部科学省が発出した「落雷事故の防止について」は、愛知県教育委員会知多教育事務所から直接各学校に通知されています。加

えて、今年度の教務主任会議で、改めて教員に通知の内容を周知しました。

次に、(3)の「ボランティアの方への落雷事故防止に関する情報の伝達方法」についてです。

気象情報により天候の急変が予測される場合、状況に応じて校内放送も活用して、校内のボランティアの方に対して連絡します。

また、校外学習や遠足等では、引率教員が携帯している学校のスマートフォンで得た情報を共有し、情報を速やかに伝達しています。登下校時には学校・保護者連絡ツール tetoru を活用して周知を図っています。

次に、(4)の「落雷事故を防止するため、ひがしうら地域クラブや町スポーツ協会には、どのような周知をしているか」についてです。

ひがしうら地域クラブを実施する上で、指導者には、予(あらかじめ)、生徒の安全性の確保も伝えています。今回の発出を受け、ひがしうら地域クラブ及び町スポーツ協会の指導員には、同通知の写しを配布しました。また、通知のきっかけとなった最近の落雷の事例も合わせて情報共有を図り、適切な体制を取るように周知しました。

次に、(5)の「小中学生の登下校の際の落雷事故対策で重要としている内容」についてです。

まず、正確な情報をもとに、安全に登下校できるかを児童生徒自身が判断することを最も重要視しています。しかし、危険が差し迫っている場面や、自分で判断をすることが難しい低学年の児童に対しては、安全を最優先にする登下校を指導しています。例えば、登校前に、家庭で落雷や気象状況に不安な場合は、無理に登校しないように呼び掛けています。

また、下校時に落雷の恐れがある場合は、最新の情報を伝え、状況に応じて学校で待機させ、児童生徒の安全を最優先にしています。さらに登下校中に雷鳴を聞いた場合、速やかに安全な建物に避難すること、避難できない場合は姿勢を低くすることなども指導しています。

次に、(6)の「5月8日に立川市で発生した事件について、5月9日の職員朝礼で、学校長から職員に対して、どのような報告があったのか。また、朝の連絡で、担任から児童生徒にどのような説明等が行われたのか」についてです。

5月9日の朝礼や、事件後の職員打ち合わせで、学校長から教職員に対して、主に次の3点を伝えました。

1点目として、今回のような事件はどこでも起きうるとして危機意識をもっておくこと、2点目として、児童生徒を守ることを第一として自分の身も自分で守る大切さ、3点目として、組織的な対応をすることです。

また、担任から児童生徒に対して、主に次の2点を伝えました。

1点目として、まずは逃げるという手段を含めて、自分の身は自分で守る大切さ、2点目として、不審者侵入等の異常事態を周りの児童生徒や教職員に伝え、みんなの命を守る重要性です。

なお、今後においては、各学校で実施する避難訓練等で、大きな声で叫ぶなど異常を周囲に知らせ、助けを求めるといった具体的な対応方法を指導していきます。

次に、(7)の「立川市の事件を踏まえ、学校での不審者対策や保護者対応について、今後の方向性」についてです。

学校では現在、自分事として危機意識を高めること、自分の身は自分で守ること、組織的に対応することを重視して、避難訓練等を通じて不審者対策に取り組んでいます。これは立川市の事件のように、一部の保護者が児童生徒の安全を脅かすような言動や触法行為をした場合も、不審者対策の中に含んでいます。

今後の方向性として、これまで取り組んでいる不審者対策の精度を上げることや、必要に応じて保護者に毅然と対応すること、日頃から警察との連携を深めることはもちろんのこと、各学校に設置する危機管理マニュアルに関しても、常に見直す意識を持って、学校における危機管理意識を高めていきたいと考えています。

保護者対応においては、普段から保護者との関係性を構築していくことが大切であるため、教員は、日頃から保護者の話に耳を傾け、信頼関係を築いていきたいと考えています。

次に、(8)の「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドラインについての今後の検討事項」についてです。

学校の危機管理マニュアルは、年度当初に職員会等において教職員全員で確認し、周知を図るとともに、訓練において、実践して対応に備えています。

加えて、不審者対応避難訓練において、定めたマニュアルで適切に避難できるのか、毎年の訓練の中で、成果や課題を洗い出し、評価と見直しを行っています。

改訂する際には、想定される様々な危機に対する初動対応、児童生徒の避難方法、教職員の役割等の項目について必要に応じて検討していきます。

質問者（質問順位 11） 山田 眞悟 議員

2. 緒川小学校個性化教育の評価をどうとらえるか。

47 年前の 1978 年（昭和 53 年）、緒川小学校は校舎建て替えに合わせて、個性化教育にかじを切りました。当時の町長が設計事務所の計らいで、静岡県沼津市にある加藤学園の個性化教育の採用に踏み切ったのは記憶にしみこんでいます。当時、詰め込み教育が原因で、学習についていけない生徒が増え、その問題が顕在化し、子どもの実態に合わせた創意工夫をすることが学校に求められていました。廊下の仕切りを取り払い、様々な教材を取りやすいように配置され、子どもが自ら学ぶ個性化教育が根付いています。越境入学も珍しくない状況。毎年開かれる個性化教育研究発表会は大盛況です。

これからも緒川小学校のオープン教育を将来に向けてどのように発展させていくのか、見解を伺います。

【回答】

ご質問 2 点目の「緒川小学校個性化教育の評価をどうとらえるか」についてお答えします。

約 1,400 年前、唐(とう)を治めた太宗(たいそう)時代の書物に、「創業は易(やす)く、守成(しゅせい)は難(かた)し」という諺(ことわざ)が書かれています。「新しいことを興(おこ)すことより、その事業を守り続けていくことの方が難しい」という意味です。

山田議員のご質問にありますように、緒川小学校の個別化・個性化教育は、47 年前から今日(こんにち)まで継続しています。先の「創業は易(やす)く、守成(しゅせい)は難(かた)し」に照らして、現在も個別化・個性化教育が継続できていることは、驚異的なことだと思います。

これも偏(ひとえ)に、この間、緒川小学校に勤められた教職員の方々、様々な形で町教育行政にご協力いただいた町議会議員の方々、緒川コミュニティ、保護者の皆様、そして何より、緒川小学校で学んだ多くの「おがわっ子」の活躍があったからであると私は考えます。

本町の個別化・個性化教育を支えていただいた、支えていただいている多くの方々に、感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは、「緒川小学校個性化教育の評価をどうとらえているか」についてです。

本年 2 月 5 日に開催された「緒川小学校学校視察」では、日本各地から 300 名を超える教育関係者が参加し、緒川小学校の取り組みについて研修

会を実施しました。参加者は、小学校に勤務している教諭だけでなく、大学生や各市町の教育委員会の関係者も多くいました。参加者からは、現行の学習指導要領に示す「個別最適な学び」の実現を具現化するために、学ぼうとする熱意をひしひしと感じました。

緒川小学校は、多くの教育関係者に、個別化・個性化教育の良き実践例を多く提供できる、価値ある取り組みを継続している小学校であると評価しています。

特に「週間プログラム」と呼ばれる、一定の時間内に、自分のペースで、自分が学びたい学習材を使い、自分が学びたい順序で学習できる授業の「自由進度学習」への注目度が高く、教育新聞の記事や各種研修において、実践紹介がされています。

昨年度の学校訪問で、養護教諭から聞いた内容ですが、保健室に来室している子どもが「週間プログラム」の時間になると、教室に戻っていき「週間プログラム」に取り組む場面があったとのこと。子どもたちにとっても、とても有意義な時間であることがうかがえます。

また、学ぶ内容・計画を自分で決め、自分のペースで進めることができる「オープンタイム」や、自らが計画を立て実践する集団活動「独立国活動」は、日ごろの自主的な学習方法で培われた力を発揮することで、主体的に学校生活を送る力の育成にも直結しています。

年間総授業時間数の約 20%ですが、こうした個別化・個性化教育の展開は、授業における思い出を創り出すことのできる貴重な経験となっており、おがわっ子の心を豊かにすることに寄与していると思います。

今後の課題ですが、学習の個性化の理論化、つまり学校教育で扱うべき個性の明確化が必要であると考えています。緒川小学校の過去の取り組みにそのヒントは十分あります。その点を今後各小中学校で進めていくべきと考えています。

次に、「オープン教育を将来に向けてどのように発展させて行くか」についてです。

緒川小学校だけでなく、他の 9 校においても指導の個別化は着々と進んでいます。例えば、自由進度学習については、9 校すべてにおいて、実態に合わせて取り組んでいます。

方法は各校独自のものですが、その理念は一人ひとりの子どもの違いを認め、少しでもその違いに対応した学習を創り出そうとするもので、緒川小学校における個別化・個性化教育がスタートした時点の理念と変化はありません。この理念の基、一人ひとりの子どもが意欲をもって「今日学校で〇〇しよう」と楽しく登校できる学校づくりに、各校の独自性を大切にしつつ、東浦町の歴史ある個別化・個性化教育を推進していきたいと考えています。

東浦町の宝である子どもたちが、より豊かな人生を切り開いていける知恵と逞(たくま)しさが持てるよう、保護者の方、コミュニティ、教育行政を進めるすべての方のご協力を今後もいただきたいと思います。

3. 小中学生の通学援助を求めます。

(1) 相生地区の小学生が、町運行バス「う・ら・ら」で通学する際に掛かる定期代の無料化を求めますが見解を伺います。

(2) 相生地区の小学生の定期代を無料化する場合、対象者となる児童数及び予算額の見込みを伺います。

(3) 相生地区から自転車で通う中学生の通学道路の安全確保を求めますが見解を伺います。

(4) 自転車通学の中学生の自転車購入費の補助を求めますが見解を伺います。また、北部中学校及び東浦中学校の自転車通学生徒数を伺います。

ご質問3点目の「小中学生の通学援助」についてお答えします。

(1) の「相生地区の小学生が、町運行バス「う・ら・ら」で通学する際に掛かる定期代の無料化を求めますが見解を」についてです。

昨年度の「う・ら・ら」の収入率は11.5%であり、運行経費の多くを「う・ら・ら」を利用していない町民の方にも負担していただいている状況です。

「う・ら・ら」を持続可能な交通手段とするためには、より多くの方に利用していただくことや、受益者負担の考えと合わせ、町民全体で「う・ら・ら」の運行を支えていくという意識の醸成が必要です。

これは、通学に「う・ら・ら」を利用している小学生についても同様に、1か月500円の定期券を購入していただいています。大人の定期券が1か月2,000円に対し、小学生は安価な料金設定にしています。

なお、「う・ら・ら」全体の運賃の見直しについては、必要に応じて地域公共交通会議の場で検討していくことになります。

次に、(2) の「相生地区の小学生の定期代を無料化する場合、対象者となる児童数及び予算額の見込み」についてです。

今年度4月1日現在で試算しますと、対象児童60名が夏休みを除く11か月の定期を購入する見込みで、費用は33万円です。

次に、(3) の「相生地区から自転車で通う中学生の通学道路の安全確保」についてです。

北部中学校の通学路である主要地方道東浦名古屋線は、交通量が多いものの、歩道が確保されていない区間があり、交通安全対策が必要であると認識しています。

現在、愛知県において、「猪伏釜交差点」から「緒川相生交差点」までの区間の自歩道設置が進められています。

引き続き、未整備区間の早期完成に向けて進捗を図るとともに、当該路線のバイパスとして機能し、大型車混入抑制等も図れる、都市計画道路知多刈谷線の整備促進についても、愛知県へ要望していきます。

次に、(4)の「自転車通学の中学生の自転車購入費の補助の見解。また、北部中学校及び東浦中学校の自転車通学生徒数」についてです。

はじめに今年4月当初時点における自転車通学をしている生徒数をお答えします。東浦中学校は522人で、68.6%です。北部中学校は112人で、22.1%です。なお、西部中学校は73人で、53.3%です。

自転車購入の補助については、徒歩通学の生徒も職場体験をはじめとする校外学習等で、中学校生活の中で自転車を使用する機会が多くあることから、一定数の生徒は自転車を購入していると思われます。そのため、自転車通学する生徒に限り購入費を補助する考えはありません。

質問者（質問順位 12）森 靖広 議員

1. ヤングケアラーの課題と支援の必要性について

少子高齢化や家族の多様化が進む中、家族の介護や世話、家事などを日常的に担う「ヤングケアラー」の存在が社会的に注目されています。学校生活や友人関係、進学・就職といった人生の重要なステージにおいて、本来子どもが経験すべき学びや成長の機会が奪われることが深刻な問題となっています。厚生労働省の令和4年度の調査によると、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーの可能性があるとされています。これは、どの自治体にも一定数の子どもが支援を必要としている可能性があることを示しており、本町においても例外ではありません。しかし、ヤングケアラーはその存在自体が見えにくく、本人も「自分が支援対象である」と認識していないケースが多く、必要な支援に結びつきにくい状況があります。令和6年6月、「ヤングケアラー支援法（正式名称：子ども・若者育成支援推進法）」が国会で成立しました。ヤングケアラーの存在を社会全体で認識し、教育、福祉、地域が連携して支援を行うことが法律で初めて明確に規定されました。また、こども家庭庁もヤングケアラー支援を重点施策のひとつに掲げ、令和6年度から自治体との連携を強化し、実態把握と支援体制の整備を進めていると伺っています。一方で、本町においては、ヤングケアラーに関する取り組みが制度的にも予算的にもまだ十分ではないように見受けられます。支援の第一歩は「気づくこと」、そして「声をあげられる環境」を整えることです。以下、本町のヤングケアラー支援に関して、現状と今後の方向性について伺います。（参考資料 ※1）

（1）本町において、ヤングケアラーの実態把握を目的としたアンケート調査や聞き取り調査を実施したことがあるか伺います。また、学校現場、児童相談所、地域包括支援センターなどの関係機関から把握したケースがあるのか、それに関する件数や傾向について伺います。

（2）教育現場での早期発見と連携体制について、学校は子どもの生活の中心であり、変化に気づきやすい立場にあります。ヤングケアラーの早期発見には、教職員がその兆候を見逃さない視点を持つことが重要です。本町では、ヤングケアラーに関する教職員向けの研修やマニュアルの整備を行っているのでしょうか。また、発見されたケースがあった場合、学校から関係機関へ情報を共有し、連携する仕組みは整備されているのでしょうか。町として、学校と関係機関との橋渡し役を明確にする必要があると考えますが、その見解を伺います。

（３）相談支援体制の整備について、子ども自身が一人で声を上げることは困難であるため、家族への支援も含めた包括的な支援の在り方が求められます。その他にも、子ども家庭総合支援拠点の活用や、スクールソーシャルワーカー、地域支援員等との連携により、切れ目のない支援体制が求められます。

ア．現在、本町においてヤングケアラーが相談できる窓口はどこにあるのか、また、その周知はどのように行っているのか伺います。

イ．本町において、ヤングケアラーへの包括的支援体制の整備状況とその課題について伺います。

（４）ヤングケアラー支援法の施行に向けた町の対応について、昨年成立した「ヤングケアラー支援法」では、市町村に対して実態把握、支援体制の整備、情報提供の努力義務が課されています。この法律の趣旨を受け、本町として、条例の制定、担当部署や支援コーディネーターの設置、関係機関との協議の場の設置など、今後どのような対応を取る予定か、見解を伺います。

【回答】

ご質問１点目の「ヤングケアラーの課題と支援の必要性」についてお答えします。

（１）の「本町において、ヤングケアラーの実態把握を目的としたアンケート調査や聞き取り調査を実施したことがあるか。また、学校現場などの関係機関から把握したケースがあるのか、それに関する件数や傾向」についてです。

ヤングケアラーは、プライベートな側面もあり家庭内で起きているため、表面化しにくい特徴があります。また、子ども自身やその家族が自らの状況をヤングケアラーとして認識していないこともあり、詳細な実態把握は困難を伴います。そのため、アンケート調査や聞き取り調査は、ヤングケアラーの早期発見や気づきにつながり、非常に有効であると認識しています。

本町単独では、ヤングケアラーの実態把握を目的としたアンケート調査等は実施しておりませんが、愛知県が2021年度に県内の公立小中高等学校において、一部の児童生徒を対象に実施した、「愛知県ヤングケアラー実態調査」の結果によると、本町にも一定数のヤングケアラーが存在するものと推測しています。

ヤングケアラーのケースについては、学校現場やコミュニティソーシャルワーカー、地域、医療機関などの関係機関などから把握することが多くなっています。

把握した世帯は、東浦町要保護児童対策地域協議会等で協議し、地域、学校、関係機関が連携して、その家庭の課題に対する個別支援を実施しています。現在、東浦町要保護児童対策地域協議会にてヤングケアラーとして把握している件数は、昨年度は1世帯、今年度は0世帯です。ヤングケアラーの家庭の一般的な背景としては、家族に病気があり子どもの世話ができないなどの傾向があります。

次に、(2)の「ヤングケアラーに関する教職員向けの研修やマニュアルの整備は行っているのか。また、発見されたケースがあった場合、学校から関係機関へ情報を共有し、連携する仕組みは整備されているのか。町として、学校と関係機関との橋渡し役を明確にする必要があると考えるが見解は」についてです。

本町では、文部科学省が2022年12月に改訂した「生徒指導提要」を活用しています。生徒指導提要では、ヤングケアラーは児童虐待に類似する枠組みとして、積極的かつ速やかに通告する姿勢が大切であるとしています。

そのため、例えば、欠席や遅刻が多い、服装が乱れている、提出物が遅れがちなど、児童生徒の日頃の様子に異変を感じた際は、教職員が児童生徒に声をかけるなどしています。児童生徒の話から、ヤングケアラーの可能性のある子どもを把握した場合には、こども家庭センターに通告や相談を行い、連携して対応をしています。

また、学校と関係機関との橋渡し役は、こども家庭センターが行っています。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うため、今年4月の機構改革に合わせて、こども家庭センターを設置しました。妊娠中の母親や就学前の子どもらを支援する母子保健と、子どもへの虐待防止や支援が必要な家庭への児童福祉の両機能を合わせ持つ相談窓口です。

本町としても、相談窓口を一元的にすることで、住民の方だけではなく、関係機関にも分かりやすい体制となったため、今後も継続して相談窓口の周知を図っていきます。

次に、(3)アの「ヤングケアラーが相談できる窓口及び周知」についてです。

ヤングケアラー対策及び相談窓口はこども家庭センターで実施しています。

ヤングケアラーに関する周知については、町ホームページや小中学校等でも行った他、虐待防止月間である11月の町広報紙でも毎年記事を掲載しています。

なお、こども家庭センターがヤングケアラーの窓口であると表現はしていませんが、こども家庭センターの周知用のチラシには、「家の手伝いが忙しくて友達と遊べない」という場合の相談窓口として、小中学校、保育園、民生委員・児童委員等の関係者に周知しています。

また、愛知県では、SNS 相談窓口として、名古屋市を除く愛知県内市町村にお住いの子ども及びその保護者、ヤングケアラーを対象に「親子のための相談 LINE(ライン)」を開設しています。全国共通の子ども向けの電話相談として、子ども家庭庁所管の「児童相談所相談専用ダイヤル」や、文部科学省所管の「24 時間子供 SOS ダイヤル」及び、法務省所管の「こどもの人権 110 番」があります。これらの相談窓口については、愛知県及び町ホームページで周知しています。

次に、(3)イの「ヤングケアラーへの包括的支援体制の整備状況とその課題」についてです。

現在、本町では、子どもと接する機会が多く、子どもの変化に気づきやすい小中学校での情報収集及び相談体制の充実に加え、町広報紙などを活用した情報発信を行い、社会的認知度の向上を図っています。また、コミュニティソーシャルワーカーや地域、医療機関などの関係機関とも連携し、ヤングケアラーの早期発見、早期解決を目指しています。

しかしながら、ヤングケアラーは、プライベートな側面が強く家庭内で起きているため、表面化しにくいものです。また、子ども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していない場合や、地域の方が異変に気付いても、どこまで介入すべきかが分からないなどの理由から、必要な支援につながっていないケースもありうることで、課題と捉えています。

次に、(4)の「ヤングケアラー支援法の趣旨を受けた本町の今後の対応」についてです。

ヤングケアラーがいる世帯は、単に子どもが家事や家族の世話、介護を行っている問題に留まらず、その世帯の背景には複雑かつ複合的な問題を抱えていることが多いことから、様々な関係機関が連携し、早期発見や把握する体制の強化が必要であると認識しています。

そのため、本町の今後の対応として、まず、ヤングケアラーに対する地域全体の理解を深めることが不可欠であり、ヤングケアラーの概念や、当事者が抱える困難さについて、地域の皆さんや、福祉、介護、医療、教育機関などの関係機関の職員の理解を深めることが重要だと考えています。子どもやその家族に関わる地域の方々への啓発活動や講話などを通じ、ヤングケアラーの認知度向上と地域全体での理解促進を図ってまいります。

このように地域の理解を進めることと併せて、こども家庭センターを相談窓口として広く周知するとともに、日頃から子どもの様子を観察し、声を掛けていただいている保育園、児童館、小中学校、民生委員・児童委員、子ども食堂などの地域の支援者との連携を一層強化し、ヤングケアラーの早期発見、早期把握につなげていきます。その上で、東浦町要保護児童対策地域協議会において、医師会、児童養護施設、教育機関、民生委員・児童委員、人権擁護委員など、多岐にわたる関係機関と一丸となり、その子の置かれた環境に応じた最適な支援方法を協議・検討し、包括的な支援を行っていきます。さらに、国や県、他市町村とも情報を共有し、より効果的な対策を検討していきます。

国が「ヤングケアラー」問題を公式に認識し、法制度上の支援対象として明記したのは昨年6月の「子ども・若者育成支援推進法」の改正によるものであり、取組は始まったばかりです。愛知県では、ヤングケアラー支援体制構築のためのモデル事業を県内3市で昨年度まで実施し、その結果をとりまとめる予定ですので、本町としてもこれらの成果を参考に、今後のヤングケアラーの把握や支援体制について検討します。

「切れ目のないこどもまんなか応援サポーターのまち」として、地域の皆さんや関係機関と一丸となって、これらの取組の推進に努めます。

2. 放課後児童クラブの現状と地域の子育て支援について

共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後児童クラブ（いわゆる「学童保育」）の需要が急速に高まっています。しかし、それに反して「児童クラブに入れない」という深刻な待機児童の問題が全国各地で発生しており、多くの保護者から不安や不満の声が上がっています。この問題は、単に「預け先がない」という課題にとどまらず、女性の就労継続、共働き世帯の増加、地域の子育て支援、教育の格差是正といった、社会全体の構造にかかわる重要なテーマです。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものとあります。

本町ではこの事業を児童クラブとして、留守家庭等の小学校に就学している児童に対し、授業終了後や夏休み等の学校休業期間に実施しています。児童クラブに入ることができなかった児童は、一人で留守番し不安な中仕事から帰ってくる両親を待っています。保護者の声としては、一人で留守

番している子どもが心配で仕事が手に付かないという声や、仕事の量を調整し1分でも早く帰宅する努力をしているという声があります。また、夏休み期間中だけでも児童クラブへ通わせることができないかといった切実な声も届いています。普段の生活の中では連絡手段として子ども用にスマートフォンを準備し、児童が帰宅後、両親へ連絡して安全安心を確認している家庭や、防犯カメラを玄関先や室内に設置し子どもに安心を与える工夫している家庭もあるそうです。

待機児童の課題を今後どう解決していくのか、地域の子育て支援策について以下伺います。

(1) 令和7年度児童クラブへ加入希望したが加入できなかった待機児童の人数を学年別、小学校別で伺います。

(2) 本町として待機児童保護者にどのような対応をすればよいと考えるか見解を伺います。

(3) 待機児童が出てしまう要因、その要因に対しての改善策を伺います。

(4) 夏休みや春休み期間中、待機児童は一人で過ごす時間があるため、本町としてサポートできる体制が必要であると考えが見解を伺います。また、支援策があれば何があるか伺います。

(5) 令和7年度以降、平日授業日の5時間授業を試行実施しますが、その目的には「教職員は担うべき業務に専念できる時間や児童と向き合う時間を増やすことで、学校生活のさらなる充実を目指す」とありますが、目的は理解しつつも、子どもたちが早く下校しなければならないことで、待機児童が一人で過ごす時間が増えることが懸念されます。また、保護者の負担が増える可能性もあります。本施策が住民サービスにとって良いものなのか、本町の見解を伺います。

ご質問2点目の「放課後児童クラブの現状と地域の子育て支援」についてお答えします。

(1)の「児童クラブへ加入希望したが、加入できなかった待機児童の人数」についてです。

今年5月1日時点で、19人の待機児童がいます。

内訳として、森岡小学校が11人で、そのうち1年生が3人、4年生が7人、5年生が1人です。

緒川小学校が3人で、そのうち1年生が1人、3年生が2人です。

卯ノ里小学校が5人で、そのうち1年生が1人、2年生が2人、3年生が1人、4年生が1人です。

次に、(2)の「待機児童保護者にどのような対応をすればよいと考えるか」についてです。

児童クラブの申込者数が年々増加しているため、施設面積の基準や放課後児童支援員等の人員配置なども考慮しながら、可能な範囲で、子どもの受入れ人数の定員を増やしていますが、待機児童の保護者にすぐ加入の案内ができないことは課題と認識しています。

施設においては、児童館だけでは受け入れ面積の確保が難しいため、現在も、森岡小学校の体育館を使用して、森岡児童クラブを行っています。他の小学校でも、学校施設の一部を使用して児童クラブが運営できるよう、引き続き学校と調整を行っています。

放課後児童支援員等の人員配置においては、先月、日本福祉大学の講義の中で、児童クラブの課題や児童クラブで働くことの魅力を学生向けに紹介するなど、大学生の採用にも力を入れています。講義後、「児童クラブで働きたい」と希望する学生もいたため、効果を期待しているところです。すぐには、待機児童の保護者に加入案内ができませんが、継続して働きかけを行い、子どもの受け入れ人数の拡大に取り組んでいきます。

次に、(3)の「待機児童が出てしまう要因、その要因に対しての改善策」についてです。

放課後児童クラブの基準については、国が「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、施設・設備や職員体制等を定めています。申込者数の増加に伴い、必要な放課後児童支援員等の人員が不足している課題や、児童クラブ室の面積基準を満たせない課題も生じています。

これらの課題が解決できていない現段階においては、大幅な受け入れ人数の拡大は難しい状況ですが、例えば、夏休み期間中のアフタースクールを見直したことに伴い、会計年度任用職員を児童クラブで従事してもらうなど、放課後児童支援員等の人材確保に取り組むことを検討しています。

また、合わせて児童クラブ室の面積の課題に対しても、学校や公共施設の活用も考え、待機児童が生じないように、環境整備に取り組んでいきます。

次に、(4)の「夏休みや春休み期間中、待機児童は一人で過ごす時間があるため、本町としてのサポートできる体制が必要であると考えが見解は。また、支援策があれば伺う」についてです。

働く保護者を支援するためにも、児童クラブの待機児童の解消は、必要なことであると認識しています。

そのため、夏休み期間に関しては、定員に達していない児童クラブの追加募集を案内し、待機児童を少しでも解消できるように取り組んでいます。

また、本町では、ファミリー・サポート・センターも運営しています。子育ての応援をしてほしい方と、応援をしたい方が会員となり、お互いに助け合いをする有償のボランティア制度です。この制度の中でも、子どもの預かりが可能なため、活用の促しも行っています。

なお、公共施設の活用として、各地区コミュニティセンターの学習室の開放、メディアス体育館ひがしうらや各ふれあいセンターの一般開放、児童館の一般来館等も行っています。

加えて、学校では、子どもの主体性を育む教育を行っています。子ども自身が休み期間をどう活用して、学校生活をどう充実させていくかを考え、行動していく子どもを育てていくことも支援策につながると考えています。

次に、(5)の「令和7年度以降、平日授業日の5時間授業を試行実施しますが、待機児童が一人で過ごす時間が増えることが懸念されます。保護者の負担が増える可能性もあり、本施策が住民サービスにとって良いものなのか」についてです。

結論から申し上げますと、この取組を進めることで、議員が懸念している点にはつながらないと考えています。

こうした取組は、全国的にも広がっており、本町もこの取組を行っている自治体を視察してきました。その際、児童の声として、「以前よりも放課後が充実して、ゆとりを持って過ごせている。」声が多くあったと聞きました。

本町では子どもの主体性を育てており、子ども自身が自分の過ごし方を考える教育に重きを置いて取り組んでいます。

学校をはじめ、公共施設等の活用や、子どもが活動できる場所が必要です。加えて、保護者、地域の方、我々行政の子どもたちの生活に対する考えを変えていく必要もあります。

放課後の居場所をご心配されてのことかと思いますが、放課後を学校のグラウンドで友達と遊ぶ子もいれば、公共施設等で過ごす子どももいるかと思っています。下校を早くするように促すことはありませんので、放課後を学校で過ごすことも可能です。その中で、子どもの活動を見守る大人や、地域の方々に見守りをお願いしていくことも出てきますが、子ども達を地域で育てていくこと、子ども自身も主体性を持って過ごすことに取り組んでいくことで、懸念している点は解消できるものと考えています。

平日授業日の5時間授業を増やすことは、子どもの発達段階を考慮せず学習内容を詰め込みすぎているかという、カリキュラム・オーバーロードといった視点に立ち返っての取組です。

全体の授業時間や学校行事の時間を確保するため、夏休みの短縮を取り入れている自治体もありますが、長期休暇期間の短縮を前提に取り組むものでもありません。夏休みを短縮しなくとも、必要な授業時間は確保でき、学校行事はこれまでどおり実施できると考え、試行に取り組むものです。

ただし、取り組んでいる自治体からは、夏休みを短縮することで、例えば、学校給食の機会が増えることで保護者の負担軽減につながる、学校行事の充実の時間に充てられる、子どもが授業にゆとりを持って臨める等のメリットがあると聞いています。

夏休みを短縮した場合の登下校の暑さはありますが、教室や体育館に空調が設置されていることも合わせて、平日授業日の5時間授業を増やす取組を、さまざまな視点で検討し、進めていきます。

平日授業日の5時間授業を増やす取組は、子ども自ら過ごし方を考え、子ども自身が主体性を持って学校生活を送ることにもなります。子どもの健やかな成長のための取組であることを、ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

質問者（質問順位 13）大川 晃 議員

1. 町 P T A 連絡協議会の役割を考える

東浦町では、7つの小学校と3つの中学校にそれぞれ単位 P T A が組織されており、これら 10 校の P T A 役員で構成される町 P T A 連絡協議会（以下、「町 P 連」という）が形成されています。この協議会は、町からの補助金を受けている団体として活動しています。十数年前、私が P T A 会長に就任していた時には、町 P 連の会議後に懇親会を開催し、活発な意見交換を行いました。その当時は、現在ほど不登校児童生徒は多くありませんでしたが、各学校に不登校児童生徒を持ち悩む親がいることを知り、町 P 連として、不登校の子を持つ親の相談会を開催することができました。残念ながらその取り組みは現在継続されていないようです。しかし、町 P 連には、単なる報告の場としてだけでなく、単位 P T A が抱える問題を解決する役割も求められています。そこで昨今の P T A 加入問題を背景に P T A の存続危機、さらに地域コミュニティとの繋がりが危惧されています。このような状況において、本町の町 P 連や単位 P T A の役割について伺います。

（1）町 P 連の役割及び構成員を伺います。

（2）令和 7 年度の各学校の単位 P T A への加入率を把握しているか伺います。

（3）地区実態点検など単位 P T A として町へ要望をする場合、P T A の加入率が高いか低いかにによって、その団体の要望がどれくらい重要視されるかは変わるのか伺います。

（4）単位 P T A と地区コミュニティとの繋がりについて伺います。

ア．各コミュニティに対する単位 P T A からのコミュニティ推進委員の選出人数を把握しているか伺います。

イ．地区コミュニティと単位 P T A の関わりについて本町の見解を伺います。

【回答】

ご質問 1 点目の「町 P T A 連絡協議会の役割を考える」についてお答えします。

（1）の「町 P 連の役割及び構成員」についてです。

東浦町 PTA 連絡協議会は、各単位 PTA 相互の緊密な連絡によって、児童生徒の幸福な成長を促進することを目的に、単位 PTA の発意により設置されました。

そのため、各小中学校 PTA 間の連絡調整を行い、各単位 PTA の健全な発展を図る役割を担っています。

また、東浦町小中学校 PTA 連絡協議会は、各小中学校の PTA 会長及び副会長で構成しています。

次に、(2) の「令和 7 年度の各学校の単位 PTA への加入率」についてです。

今年 5 月 1 日時点の加入率ですが、森岡小学校、緒川小学校、片葩小学校、石浜西小学校、生路小学校、藤江小学校及び西部中学校は 100% です。卯ノ里小学校は 99.1%、東浦中学校は 40.6%、北部中学校は 73.2% です。

次に、(3) の「町へ要望をする場合、加入率が高いか低いかにによって、重要視されるかは変わるのか」についてです。

地区実態点検は、各地区の実態や問題点を共有・確認し、今後の行政運営に反映させるために行っているものです。PTA から、通学路の改善等の話を受けますが、加入率の高低によって実施の判断をするものではなく、実態や問題点の内容によって実施しています。

また、単位 PTA も地区の一員であることから、現在、各地区でとりまとめている地区実態点検の要望に、単位 PTA の意見も含めていけるよう、各地区コミュニティ会長と調整をしているところです。

次に、(4) アの「単位 PTA からのコミュニティ推進委員の選出人数」についてです。

今年度の推進委員選出人数は、森岡地区コミュニティ推進協議会が 4 人、緒川地区コミュニティ推進協議会は 10 人、卯ノ里コミュニティ推進協議会は 6 人、石浜地区コミュニティ推進協議会は 10 人、生路コミュニティ推進協議会は 13 人、藤江地区コミュニティ推進協議会は 6 人が選出されています。

次に、(4) イの「地区コミュニティと単位 PTA の関わりについての見解」です。

地区コミュニティは地縁団体ですが、単位 PTA 同様に、子どもの健全育成を担う関係団体です。別々な動きをするのではなく、他の関係団体と協力していくことが大切であると町としては考えています。

また、子どもの健全育成には、大人が「去年よりひと手間多く手をかける。昨日よりひと手間多く手をかける。」心持ちが大切です。

個々の関係団体が、お互いに協力し合い、お互いの長所を生かしつつ、補い合っている姿勢を、子ども達に見せることも、立派な教育になると思います。

町としては、地区コミュニティ、単位 PTA だけではなく、子どもの健全育成に関わる多くの関係団体が連携していき、同じ方向を向いていくことが必要であると考えています。

質問者（質問順位 14）三浦 雄二 議員

1. 不登校児童生徒に関する支援について

近年、全国的に不登校の児童生徒数が増加傾向にあります。文部科学省の統計によれば、不登校児童生徒は過去最多を更新し続けており、これは単なる一過性の問題ではなく、社会構造の教育環境全体を見直す時期に来ていることを示していると思います。

また、先日には東浦町教育委員会より『学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ』『不安や困りごと、ありませんか？』のタイトルでパンフレットも配られました。これは、学校へ行かない、行くことができない児童生徒が増えている現状に対する取組と思われます。

こうした子どもたちをどのように支え、学びの機会を保障していくか、また、町として今後の支援のあり方について、以下の視点から質問をいたします。

（１）不登校児童生徒とは『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と定義されています。

ア．直近における小学校・中学校の不登校児童生徒の人数やその傾向、主な要因を伺います。

イ．小中学校で年間出席日数が足りない児童生徒も進級及び卒業をさせていますが、その後のフォローをどのように行っているか伺います。また、中学校卒業程度認定試験を受験し、合格すれば高校受験も可能です。それには学習のサポートが必要と思いますが、本町の見解を伺います。

ウ．最近は、「学校へ行くことができない」児童生徒ではなく、自分の意思・考え方で「学校へは行かない」選択をする子どもたちが増えている。その子どもたちへの学びの保障について伺います。

（ア）子どもたちにとっての多様な学びの場が求められている中で、本町の学びの場・居場所には、教育支援センター（ふれあい教室）やフリースクール（町内のオルタナティブスクール・フリースペース）がありますが、具体的な支援内容を伺います。

（イ）教育支援センター（ふれあい教室）には、何名ほどが通っているのか伺います。

（ウ）フリースクールには何名の児童生徒が通っているのか伺います。

(エ) 指導員（先生）はどのような資格の方が教えているのか伺います。

(2) 民間運営の学び場への支援

ア. 現在、民間が運営するフリースクールやオルタナティブスクールに対し、本町が行っている補助金・助成金等の支援体制について伺います。

イ. 今後、民間教育機関が果たす役割は、ますます大きくなると考えますが、町として制度的・財政的な支援の充実を検討されているのか、現時点での見解を伺います。

ウ. 学びの場を継続的かつ安定的に運営していくには、指導員や心理士・専門支援員の確保・育成も不可欠であると考えますが、本町の今後の方向性を伺います。

(3) 家庭や保護者への支援

不登校の子どもたちの支援において、家庭との連携は不可欠です。とりわけ保護者の不安や孤立感に寄り添い、安心して相談できる場の整備が求められています。

本町として、保護者向けの相談体制や保護者同士のピアサポートの促進など、どのような支援策を講じているのか、また今後の取り組みについて伺います。

(4) 不登校児童生徒に対しても、健全な育成のため、社会のルールや決め事をしっかり教えることが必要と思いますが本町の見解を伺います。

【回答】

ご質問の「不登校児童生徒に関する支援」についてお答えします。

(1) アの「直近における小学校、中学校の不登校児童生徒の人数やその傾向、主な要因」についてです。

今年3月末日時点における不登校児童生徒数は、小学校が97人、中学校が115人です。昨年の同日時点では、小学校が98人、中学校が118人、2023年の同日時点では、小学校が76人、中学校が94人です。小学校、中学校ともに、2023年から昨年にかけて増加し、今年は微減しています。

子ども一人ひとりに様々な要因がありますが、主な要因としましては4点が考えられます。1点目が無気力や不安感等からの体調不良、2点目が学力不振に端を発した要因、3点目が友人関係に端を発した要因、4点目が家庭に係る要因と思われるものです。

次に、(1)イの「進級及び卒業した後のフォローをどのように行っているか。また、学習のサポートに対する見解」についてです。

進級した児童生徒に対しては、新たに担任となった教員が引継ぎを受けています。新たに担任となった教員は、家庭訪問や児童生徒から直接話を

聞く機会を設けて、当該学校の教職員全体で共有しながら今後の対策を考えます。

また、中学校卒業程度認定試験は、中学校を卒業しなかった人が、高等学校などに進学するための資格を認定する試験です。本町では、中学校の年間出席日数が少ない生徒も卒業をしています。そのため、中学校卒業程度認定試験に対する学習サポートは行っていません。

しかしながら、学習面を含めて、中学校を卒業した生徒へのフォローは、学校との関わりが途絶えてしまうため、課題であると認識しています。

そのため、児童館など、生徒が居心地よく過ごせる「地域の居場所」とのつながりを絶やすことのないようにしていくことも必要であると考えています。

次に、(1)ウ(ア)の「教育支援センター及びフリースクールの具体的な支援内容」についてです。

校外教育支援センターであるふれあい教室は、指導員3名を配置し、児童生徒一人ひとりに合った学習の援助や、保護者との面接等を行っています。本町は、はなのき会館内に設置しています。

フリースクールは、学校や教育支援センター以外で、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談などを通じて、自分の進路を自ら考え、社会的に自立することを目指す支援を行っている民間の施設です。

本町には、オルタナティブスクールの「ほしのたね」と、フリースペースの「Subako(スバコ).」の2箇所があります。

オルタナティブスクールは、公立や私立の学校とは異なる教育理念やカリキュラムで運営されている学校です。児童生徒の興味や関心に基づいた柔軟なカリキュラムを提供し、児童生徒中心の学びを重視しています。

また、フリースペースは、児童生徒の居場所、交流の場として、安心して過ごせる場所を提供することに重点を置いています。

次に、(1)ウ(イ)の「教育支援センターには、何名ほどが通っているのか」についてです。

今年5月1日時点では、小学生2名、中学生10名、合計12名がふれあい教室に在籍しています。

次に、(1)ウ(ウ)の「フリースクールには何名の児童生徒が通っているか」についてです。

今年5月1日時点では、「ほしのたね」、「Subako(スバコ).」に通っている町内小中学校の児童生徒はいませんが、町外のフリースクールに1名が通っています。

次に、(1)ウ(エ)の「指導員は、どのような資格の方が教えているのか」についてです。

ふれあい教室は、教員免許の資格を有した指導員を配置しています。

フリースクールの指導員は、国の通知では、特に資格は必要ありませんが、本町に設置されているフリースクール等では、臨床心理士や教員免許の資格を有している職員がいて聞いています。

次に、(2)アの「民間が運営するフリースクール等に対し、本町が行っている補助金・助成金等の支援体制」についてです。

民間が運営するフリースクール等に対して、補助金や助成金等の財政的な支援は行っていません。ただし、フリースクール等と連携することは大事なことでありと認識しています。そのため、本町に設置されているフリースクール等と、情報共有や意見交換を行う場を設け、支援体制を整えています。

次に、(2)イの「町として制度的・財政的な支援の充実を検討されているのか、現時点での見解」及びウの「学びの場を継続的かつ安定的に運営していくには、指導員等の確保・育成も不可欠であると考えているが、本町の今後の方向性」については、まとめてお答えします。

現時点では、財政的な支援は考えていませんが、不登校の児童生徒にとって、フリースクール等は、学校以外の居場所となり、学習支援や進学等に関する相談もできるため、重要な役割を果たしていると考えています。

本町では過去に、自宅から近い町内のフリースクールは、精神的に本人が通いづらく、町外のフリースクールへ通っている事例がありました。

こうした現状を踏まえ、町として各施設に対する支援を検討するのではなく、もっと広い範囲を所管する国や県に対して、支援をしてもらうように働きかけていきたいと考えています。

また、不登校児童生徒数は、一定数いるため、フリースクール等を必要とするニーズは今後もあることが予測されます。

「学びを保障する」観点においても、何らかの理由により学校に通えない児童生徒に、学びを提供する場所はとても大切です。児童生徒が町内外問わずに、さまざまな民間施設を選択できる環境づくりに今後も取り組んでいきます。

次に、(3)の「保護者向けの相談体制など、どのような支援策を講じているのか。また、今後の取り組み」についてです。

支援策として、教育課に「こどもと親の相談員」を配置し、児童生徒だけでなく、保護者の相談を受ける体制を整えています。

また、「学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ 不安や困りごと、ありませんか？」のリーフレットを、今年度当初に児童生徒に配布しました。合わせて、保護者にもふれあい教室やこども家庭センター等を通じて、相談窓口等を情報提供しました。

なお、町社会福祉協議会においては、不登校やひきこもりの方に対する周囲の理解が深まるように、本人や家族、支援に携わっている方を対象とした講座を、毎年1度開催しています。さらに、福祉センター内に月2回フリースペースを設け、本人や家族が安心して過ごせる居場所も開設しています。

今後、スクールソーシャルワーカーを新たに1名増員して相談窓口をさらに充実させていきますが、関係機関と連携して、本人だけでなく、家族への支援体制も整備していきます。

次に、(4)の「不登校児童生徒に対しても、健全な育成のため、社会のルールや決め事をしっかり教えることが必要と思いますが本町の見解」についてです。

議員ご指摘の通り、どの児童生徒に対しても健全な育成のため、社会のルールや決め事をしっかり教えることは必要です。

一方で、子ども達は、小さな頃から保育園、学校、地域で活動することで、様々な方と関わり、社会のルールを認識し、ルールを守ることの必要性を学んでいきます。

学校においても、集団生活から学ぶことは多くありますが、家庭で教えていくこと、地域で伝えていくこと、子どもが自分自身で学んでいくことも大切なことです。社会のルールや決め事は一度教えれば身につくものではなく、様々な場面で繰り返し教えたり、考えさせたりすることで、少しずつ身についてくるものと考えます。

学校だけではなく、地域や家庭にもご協力いただきながら、子ども自身が、集団の中でよりよく生きていける力をつけていけるよう、学校、地域、家庭が手を取り合っていくことが、子どもの健全育成には必要不可欠なことであると考えています。

令和7年度 教育課報告

令和7年7月

児童生徒数(7月1日現在)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	1	26	1	30	7	38	3	34	2	22	3	25	17	175
	女	0	26	0	25	0	26	1	32	4	33	1	26	6	168
	計	1	52	1	55	7	64	4	66	6	55	4	51	23	343
生路小学校	男	4	31	4	29	0	31	3	26	0	28	3	27	14	172
	女	0	26	0	18	0	26	1	32	1	37	0	29	2	168
	計	4	57	4	47	0	57	4	58	1	65	3	56	16	340
片葩小学校	男	1	29	2	36	0	18	3	28	3	38	1	35	10	184
	女	2	24	2	41	1	28	0	26	0	35	2	30	7	184
	計	3	53	4	77	1	46	3	54	3	73	3	65	17	368
石浜西小学校	男	2	27	2	37	7	31	4	36	2	46	1	44	18	221
	女	0	27	1	26	1	34	2	30	3	36	0	32	7	185
	計	2	54	3	63	8	65	6	66	5	82	1	76	25	406
緒川小学校	男	2	44	1	40	2	55	2	44	4	37	0	23	11	243
	女	2	34	0	33	0	36	0	46	0	51	0	39	2	239
	計	4	78	1	73	2	91	2	90	4	88	0	62	13	482
卯ノ里小学校	男	0	25	6	34	5	30	2	21	2	32	4	25	19	167
	女	0	37	0	26	2	26	2	26	1	15	0	28	5	158
	計	0	62	6	60	7	56	4	47	3	47	4	53	24	325
森岡小学校	男	3	37	2	43	0	28	4	35	1	37	1	39	11	219
	女	1	49	0	42	0	42	1	36	2	47	1	22	5	238
	計	4	86	2	85	0	70	5	71	3	84	2	61	16	457
小学校計	男	13	219	18	249	21	231	21	224	14	240	13	218	100	1,381
	女	5	223	3	211	4	218	7	228	11	254	4	206	34	1,340
	計	18	442	21	460	25	449	28	452	25	494	17	424	134	2,721
東浦中学校	男	6	128	4	122	1	129							11	379
	女	6	128	7	127	3	128							16	383
	計	12	256	11	249	4	257							27	762
北部中学校	男	7	100	2	88	3	70							12	258
	女	2	84	1	72	1	91							4	247
	計	9	184	3	160	4	161							16	505
西部中学校	男	1	24	2	16	2	31							5	71
	女	0	16	0	27	0	23							0	66
	計	1	40	2	43	2	54							5	137
中学校計	男	14	252	8	226	6	230							28	708
	女	8	228	8	226	4	242							20	696
	計	22	480	16	452	10	472							48	1,404

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	6 月		5 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	23	0	22
生 路 小 学 校	0	30	0	30
片 葩 小 学 校	0	30	0	30
石 浜 西 小 学 校	4	106	4	103
緒 川 小 学 校	0	25	0	26
卯ノ里小学校	0	26	0	26
森 岡 小 学 校	0	26	0	26
小 学 校 計	4	266	4	263
東 浦 中 学 校	1	89	1	85
北 部 中 学 校	0	38	0	39
西 部 中 学 校	0	17	0	17
中 学 校 計	1	144	1	141
総 計	5	410	5	404

長期欠席者数

(人)

学 校 名	6 月	5 月
藤 江 小 学 校	3	0
生 路 小 学 校	3	2
片 葩 小 学 校	2	2
石 浜 西 小 学 校	5	5
緒 川 小 学 校	2	1
卯ノ里小学校	3	2
森 岡 小 学 校	2	0
小 学 校 計	20	12
東 浦 中 学 校	24	18
北 部 中 学 校	13	12
西 部 中 学 校	2	2
中 学 校 計	39	32
総 計	59	44

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	6 月	5 月
藤 江 小 学 校	1	0
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	1	1
石 浜 西 小 学 校	1	3
緒 川 小 学 校	0	0
卯ノ里小学校	0	0
森 岡 小 学 校	1	0
小 学 校 計	4	4
東 浦 中 学 校	4	2
北 部 中 学 校	2	2
西 部 中 学 校	2	1
中 学 校 計	8	5
総 計	12	9

その他

特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
- ・新入学学用品費(新小中1年)
- ・給食費
- ・林間学校費(小5、中2)
- ・修学旅行費(小6、中3)
- ・卒業アルバム代等

※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和7年8月)

	曜日	行事名等	備考
1	金	東浦町児童会サミット	
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水	東浦町子ども科学教室	
7	木		
8	金		教育委員会定例会
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		東浦町教育委員会主催研修会
20	水	わくわく算数教室	
21	木	わくわく算数教室	
22	金	わくわく算数教室	
23	土		
24	日		
25	月	わくわく算数教室	
26	火	わくわく算数教室・数学教室	
27	水	わくわく算数教室・数学教室	
28	木	わくわく算数教室・数学教室	
29	金	わくわく算数教室	
30	土		
31	日		

令和7年
学校給食9月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

19回		献立名		備考
日	曜			
2	火	麦ご飯 牛乳	ハヤシライス 豆まめサラダ 東浦ぶどう	
3	水	ご飯 牛乳	いわしのしょうが煮 肉じゃが キャベツのゆかりあえ	
4	木	ご飯 牛乳	鶏肉のケチャップソースかけ ポテトサラダ 夏野菜のみそ汁	
5	金	ご飯 牛乳	まぐろとレバーの揚げ煮 海藻サラダ かきたま汁	
8	月	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) トック入り中華スープ	
9	火	ミルクロールパン 牛乳	鶏肉のハーブ焼き パンプキンサラダ チリコンカン	
10	水	ご飯 牛乳	さばの香味焼き ひじきと大豆の炒め煮 大根と厚揚げのそぼろみそ煮	
11	木	ソフトめん 牛乳	おから入り米粉カレーソース 夏野菜のマリネサラダ 黄桃のシロップ煮	リボーンの日
12	金	ご飯 牛乳	あじフライ ささみと野菜のあえもの 沢煮椀	
16	火	ミルクロールパン 牛乳	オムレツのトマトソースかけ カレービーンズ コールスローサラダ	
17	水	ご飯 牛乳	さばの香味焼き 凍り豆腐の卵とじ煮 キャベツの香の物あえ	
18	木	スライスパン 牛乳	ツナコーンサンドの具 ミネストローネ フルーツのヨーグルトあえ	
19	金	ご飯 牛乳	みそかつ 切り干し大根のごま酢あえ とうがん汁	食育の日
22	月	麦ご飯 牛乳	米粉カレーライス ハンバーグのケチャップソースかけ キャベツサラダ	
24	水	ご飯 牛乳	さわらのしょうゆマヨネーズ焼き 肉じゃが 五目きんぴら	
25	木	ソフトめん 牛乳	和風汁かけ ゴーヤチャンプルー パインアップルのシロップ煮	
26	金	ご飯 牛乳	里芋コロッケ 野菜のおかかあえ 豚汁	
29	月	麦ご飯 牛乳	なす入りマーボー豆腐 チンジャオロースー ひじきと春雨のごま酢あえ	
30	火	ミルクロールパン 牛乳	さけのハーブマヨネーズ焼き パンプキンスープ フルーツポンチ	

たべものカレンダー

とうがん

令和7年度 学び支援課（生涯学習係）の事業報告・事業計画

7月 事業報告

1 文化センター開催事業

3、10、17日（木）うちわに水彩画を描いてみよう！

6、13、27日（日）子どものための吹奏楽教室

22、29日（火）囲碁の魅力にふれよう

26日（土）楽しいものづくり教室！、360度カメラと遊ぼう！

27日（日）体験！実感！プログラミング教室、29日（火）作ろう！食品サンプル

2 地区コミュニティセンター開催事業

17日（木）フラワーインテリア作り講座（藤江）

30日（水）親子クラフト小物作り講座（緒川）

3 図書館開催事業

5日（土）MLA 連携特別講座

『ローカルSDGsを考える：脱炭素社会と地域公共交通「う・ら・ら」』

19日（土）「夏休みに読みたい本講座」～感想文にチャレンジしよう！～

26日（土）よむらびフェスタ、27日（日）読書感想文書き方講座

8月 事業計画

1 文化センター開催事業

3、10、24日（日）子どものための吹奏楽教室

3、17、31日（日）体験！実感！プログラミング教室

5日（火）囲碁の魅力にふれよう、6日（水）子ども科学教室

8、22、29日（金）英語でコミュニケーション

21日（木）あいちの木で作ろう！親子木工教室

29日（金）法務局による自筆証書遺言書保管制度を学ぼう

2 地区コミュニティセンター開催事業

1日（金）夏休み子ども書道体験教室（石浜）

25、26、27日（月、火、水）子ども英会話教室（緒川）

3 図書館開催事業

2日（土）読書感想文相談講座

17日（日）ぞくっ…！？よむらび電子図書館のこわいおはなし会

30日（土）子ども向けDVD上映会

令和7年度 学び支援課（スポーツ係）の事業報告・事業計画

7月事業報告

- 1 スポーツ教室
子ども体育年少教室を始め4教室 5/13から10/14
(年少、年中、年長、小学1年：各定員16人)
- 2 スポーツ推進委員会
1日(火) 定例会(はなのき会館)
- 3 第18回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
5日(土) 第1回代表候補選手選考会(あいち健康の森公園)
12日(土) 第2回代表候補選手選考会(あいち健康の森公園)
- 4 生涯スポーツ事業
19日(土) ランニングイベント(あいち健康の森公園)
大府市と共催。愛三工業陸上部による指導(中学生以上対象)

8月事業計画

- 1 スポーツ教室
子ども体育年少教室を始め4教室 5/13から10/14
(年少、年中、年長、小学1年：各定員16人)
- 2 スポーツ推進委員会
5日(火) 定例会(はなのき会館)
10日(日) 知多地区スポーツ推進委員交流会(メディアス体育館おおぶ)
23日(土) ミニテニス交流会(メディアス体育館ひがしうら)
- 3 その他
31日(日) FC刈谷ホームタウンデー(美浜町総合運動公園陸上競技場)
対戦相手：Vencedor Mie United Club

令和7年度 観光交流課の事業報告・事業計画

7月 事業報告

1 郷土資料館事業

- ・ 3日（木） 第1回文化財保護審議会
- ・ 3、10、17日（木） 古文書教室・夏
- ・ 24日（木） 古代の塩作り体験教室
- ・ 8月31日（日）まで 夏の企画展「戦争と平和」
- ・ 11日（金） 森岡小学校3年生見学

2 観光振興事業

- ・ 19（土） 文京朝顔ほおずき市出展（東京都文京区）

8月 事業計画

1 郷土資料館事業

- ・ 2日（土） 子ども昔体験教室
- ・ 7日（木） 古代の塩作り体験教室
- ・ 8月31日（日）まで 夏の企画展「戦争と平和」

2 観光振興事業

- ・ 16日（土） わんさか祭り出展（刈谷市）
- ・ 30日（土） 長篠・設楽原の戦い450年戦国博覧会出展（新城市）